

「地球温暖化対策計画(案)」に対する意見

平成 28 年 4 月 13 日

日本商工会議所

昨年12月のCOP21(国連気候変動枠組条約第21回締約国会議)で合意された「パリ協定」および「COP21決定」(以下、「パリ合意」という。)では、これまでわが国が提唱してきたボトムアップ型のプレッジ&レビュー方式*が採用され、世界の温室効果ガス排出削減に向けて、すべての国が参加する2020年以降の新たな国際枠組みが構築されることとなった。

今回、政府から提示された「地球温暖化対策計画(案)」(以下、「本計画」という。)は、新たな国際枠組みである「パリ合意」を踏まえつつ、「日本の約束草案」で示された2030年度の中期目標(2013年度比▲26%削減)の達成に向けた道筋を明らかにするための計画と位置づけられており、政府にはこの基本的方向に向けて着実に取組みを進めていただきたい。

気候変動問題は地球規模の課題であり、世界全体で気温上昇を抑えることが大前提である。このため、新たな国際枠組みには、中国や米国をはじめ途上国を含むすべての主要排出国が参加して温室効果ガス削減に取り組むことを強く求めたい。わが国も今後、パリ合意と約束草案に基づき、下記事項に留意して、世界全体での地球温暖化対策の推進に貢献していくべきと考える。

記

1. 「地球温暖化対策計画」に対する基本的考え方

- (1) わが国は、昨年7月、「エネルギーミックス(長期エネルギー需給見通し)」と整合的なものとなるよう「日本の約束草案」を策定し、技術的制約やコスト面の課題などを検討のうえ、裏付けのある対策・施策・技術の積み上げによる実現可能な目標として「2030年度に2013年度比▲26%削減」を国連に提出した。本計画は、国際公約した「▲26%削減」目標の着実な達成に向けて具体的な施策を政府として示すものであることから、約束草案の積み上げ基礎とはなっていない対策や施策を本計画に盛り込むべきではない。
- (2) 本計画の期間は「2030年度まで」を設定しており、それ以降の今世紀半ばの長期目標については、パリ合意で世界全体での目標を掲げているものの、定量的な温室効果ガスの削減率は明記されておらず、気候感度に関する科学的議論も収斂していない状況である。このため、現段階で国内でも国際的にも十分議論が尽くされていない「2050年の削減率」を、わが国が率先して明記する拙速は避けるべきである。それでも「2050年までに温室効果ガス80%削減を目指す」(6頁)ことを明記するのであれば、約束草案と同様、時間をかけて十分に議論し、産業界を含めコンセンサスを得た“積み上げ根拠”を同時に示すべきである。科学的な裏付けがないのであれば、「長期的に目指す指針」や「努力目標」といった表記に変えて、長期目標が中期目標の延長線上にあるのではなく、両者が明確に異なるものであることを理解できるように記述すべきである。

*『プレッジ&レビュー方式』:先進国・途上国を問わず、すべての国が自主的に温暖化対策の目標を掲げて国連に登録し、その進捗について透明な手続きのもとで、定期的に報告・検証していく仕組み。

- (3) わが国は、優れた技術の開発や普及を積み重ねていくことによって、世界全体の温室効果ガスの排出削減に最大限貢献し、技術イノベーションを更に進化させていくことによって地球温暖化対策と経済成長を両立させる必要がある。これこそが日本の進むべき道である。そのためにも、政府においては、エネルギーミックス実現に向けた戦略(『エネルギー革新戦略』)と、抜本的な排出削減が見込める革新的技術戦略(『エネルギー・環境イノベーション戦略』)とを早急に策定し、これらを踏まえた「地球温暖化対策計画」にすべきである。
- (4) 「国内排出量取引制度」(53 頁)は、CO₂排出者に削減のインセンティブを与える仕組みである。しかしながら、われわれ事業者の立場から見ると、実態としては民間における研究開発投資の原資を奪うことにもつながりかねず、また投機的なクレジット取引の発生で市場から購入する炭素価格の予見性が失われ、長期的な投資計画への影響やエネルギー効率の低い海外への生産拠点の移転により、更にCO₂排出量が増加してしまうのではないかと懸念がある。研究開発を加速し、革新的エネルギーや環境技術のイノベーションを進め、国内投資を促し、国際競争力を高めていく観点からも、本計画には同制度を盛り込むべきではない。
- (5) 何よりも、電力コストの高騰が中小企業や地域経済に甚大な悪影響を及ぼしていることから、本計画の策定にあたっては、コストを無視した温暖化対策とならないよう十分配慮願いたい。

2. メリハリのある地球温暖化対策・施策を

- (1) 産業部門の大宗を占める中小企業にとって省エネ対策は、エネルギー消費量の減少のみならずコスト削減に伴う経営改善効果も見込めるため、その取組みを積極的に進めていく必要があるが、実際には人員を割くことは難しく、ノウハウに乏しい場合が多い。こうした厳しい環境におかれた中小企業に対し、今回、本計画に「中小企業の排出削減対策の推進」(22 頁)が明確に位置づけられたことを高く評価する。ここに掲げられた6項目の支援策*や、「国民運動の展開」(48 頁)の中で示された中小企業の環境経営を支援するためのセミナーなどを着実かつ継続的に実施するとともに、必要に応じて支援の拡充を図られたい。今後、6項目に加え、目標達成に必要な措置があればハード・ソフト両面で支援策を積極的に展開すべきである。
- (2) 地球温暖化対策の推進にあたっては、各部門の役割と責任を明確にしつつ、官民あがて連携し取組んでいかれるよう、政府においては広報普及活動に努め、国民理解の促進を図っていく必要がある。
- (3) 中でも「家庭部門」においては、これまでも国民運動などに取り組んできたが、十分な成果が上がっておらず(27 頁)、今後は一歩踏み込んだ効果的なアプローチが、国民運動を実

*『中小企業の排出削減対策』：①省エネ意識向上のための広報 / ②省エネ診断やCO₂削減ポテンシャル診断等 / ③企業のエネルギー管理担当者に対するきめ細かな講習の実施 / ④省エネ対策のベストプラクティスの横展開等 / ⑤原単位の改善への着目と中小企業等の排出削減設備導入の支援 / ⑥中小企業の省エネの取組みを地域においてきめ細かく支援するためのプラットフォーム構築

効あるものとする重要なカギとなる。また、事務所ビルなど「業務その他部門」(23 頁)についてもCO₂排出量が増加していることに鑑み*、削減余地の大きい「家庭部門」とあわせて明確な目標を掲げるとともに、国民運動のPDCAサイクルを回して、政府が責任をもって両部門の目標実現に取り組むためのアクションプログラムを本計画に明記すべきである。

- (4) 商工会議所としても、会員企業等の低炭素経営とコスト削減の両立を実現するため、自社のエネルギー使用量やCO₂排出量を“見える化”できるツールとして当所が提供する『CO₂チェックシート』の活用促進を通じて、更なる省エネの周知普及・好事例の横展開に努めていく所存である。

以上

*『家庭部門』 :【1990年】 131百万t-CO₂ ⇒ 【2014年】 189百万t-CO₂ (+ 44.3%増)
【2014年】 189百万t-CO₂ ⇒ 【2030年】 122百万t-CO₂ (▲35.4%減)
『業務その他部門』 :【1990年】 134百万t-CO₂ ⇒ 【2014年】 265百万t-CO₂ (+ 97.8%増)
【2014年】 265百万t-CO₂ ⇒ 【2030年】 168百万t-CO₂ (▲36.6%減)

[出典:環境省「2014年度(平成26年度)の温室効果ガス排出量(速報値)について」]